

管理 No.	P001
--------	------

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育総務部 教育総務課  
(就学係/内線:4118)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	就学援助費の受給資格認定	
処分権者	奈良市教育委員会事務局	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	学校教育法  (昭和 22 年法律第 26 号)
	根拠規定条項	第 19 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	奈良市児童生徒等就学援助費支給規則  (平成27年12月25日教育委員会規則第21号)
	基準規定条項	第2条
	審査基準	次の条件への該当を審査。 援助費の支給を受けることができる者は、児童生徒（学校教育法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、本市に住所を有する者をいう。以下同じ。）の保護者（学校教育法第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者 (2) 別に定める基準により要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者 2 前項の規定にかかわらず、市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者は、当該児童生徒が本市に住所を有しないときも、当該児童生徒が住所を有する市町村の教育委員会との協議の上、援助費の支給を受けることができる。
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成 28 年 3 月 3 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>【根拠法令】 学校教育法</p> <p>[保護者に対する援助]</p> <p>第19条</p> <p>経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。</p>